

## 特別養護老人ホームほたるの丘 入居基準

### 1. 目的

この基準は、「静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針」に基づき、特別養護老人ホームほたるの丘（以下「当施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入居させるための基準を明確にし、施設入居の透明性・公平性を確保するとともに、円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2. 優先入居方針

優先入居は、別表の入居申込者評価基準により算定された合計点数の高い順に決定する。合計点数が同点となった場合は、原則として申し込み順とする。

### 3. 優先入居検討委員会

#### (1) 優先入居検討委員会の設置

当施設は、優先入居順位を決定するため「優先入居検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員の当施設職員及び当施設職員以外の第三者の委員で構成する。第三者の委員とは、当施設の苦情解決の仕組みにおいて選任された第三者委員をいう。

#### (3) 委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故または支障があるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

#### (4) 議事録の作成

委員会の資料作成及び記録は生活相談員が行う。保存期間は2年間とする。

### 4. 優先入居決定手順

#### (1) 入居申込みの受付

当施設への入居申込みは、入居申込書（様式1）により行う。

#### (2) 入居申込者名簿の作成

当施設は、入居申込書に基づき、別表の入居申込者評価基準項目の「本人及び家族の状況」、「居住地」により算定した点数が高いものから順に並べ、入居申込者名簿（様式2）を作成する。

#### (3) 入居申込者の調査

当施設は、入居申込者名簿の上位者について訪問等を行い、訪問調査書（様式3）により入居申込者の状況を調査する。ただし、当施設開設時についてはこの限りではない。

#### (4) 優先入居順位の決定

##### ア 検討・協議

委員会は、入居申込書及び訪問調査書等から、別表の入居申込者評価基準項目の「特別な状況」に該当する可能性がある入居申込者の検討・協議を行い、委員の合議により20点を加算する。

##### イ 特例評価

介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、

別表の入居申込者評価基準 1 から 3 までの合計点数に関わらず 170 点とする。

ウ 優先入居順位名簿の作成

委員会は、上記ア及びイに基づき点数の高い者から順に並べた優先入居順位名簿（様式 4）を作成する。

(5) 入居の決定

ア 本施設は、委員会において優先入居順位の決定を受けた入居申込者について、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 7 条第 3 項に基づき、入居申込者の心身の状況等を把握の上、入居を決定する。

イ 本施設は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号（※ 1）の措置による入居の委託があった場合には、他の入居申込者に優先して入居を決定する。

※ 1 65 歳以上の者で身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室において介護を受けることが困難な者。

5. 優先入居事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入居に係る協議の内容を記録し、これを 2 年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあった時は、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入居申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

当施設は、入居申込を受けた時には、入居申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(4) 情報の提供

当施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供するものとする。

(5) 質疑等に対する対応

当施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について質疑等を申し立てられた時は、再度調査の上、委員会に諮るものとする。

附則

この基準は平成 20 年 8 月 10 日から実施する。

平成 26 年 2 月 21 日 改定

(別表)

## 特別養護老人ホームほたるの丘入居申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計したものとする。

### 1 本人及び家族の状況（最高120点）

本人の状況 家族の状況	要介護5 (50)	要介護4 (40)	要介護3 (30)	要介護2 (15)	要介護1 (10)
一人暮らし又は家族全員（未成年者を除く。）が要介護状態、病気療養中もしくは障害を有するため介護が困難（70）	120	110	100	85	80
家族全員（未成年者を除く。）が要支援状態又は75歳以上の高齢者であるため、介護が困難（50）	100	90	80	65	60
同一世帯に要介護状態、病気療養中又は障害を有する者が複数いるため、介護が困難（30）	80	70	60	45	40
上記以外の状態であるが、介護が困難（10）	60	50	40	25	20

### 2 居住地（最高20点）

居住地	評価（点）
施設所在地と同一の市町村内又はその市町村と介護保険の保険者として一部事務組合を設立している市町村内 島田市	20
施設所在地と同一圏域内。又は県内の隣接市町村内 藤枝市・焼津市・牧之原市・岡部町・大井川町・吉田町・川根本町 菊川市・掛川市・浜松市（天竜区）・森町	10
施設所在地の圏域外	0

※ 圏域とは、静岡県が策定したふじのくに高齢者プラン21における高齢者保健福祉圏域をいう。

### 3 特別な状況（最高20点）

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合	20
------------------------	----

### 4 その他

- 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、1から3までの合計点数に関わらず170点とする。
- 指定介護老人福祉施設に入所している者及び介護老人保健施設、病院又は法令で定めるその他の福祉施設に入所又は入院しているが、退所又は退院が予定されていない者（急性期病院以外に入院・入所している申込者のうち、特養待機のためにやむを得ず入院・入所している者は除く。）については、1及び2の合計点数に関わらず10点とし、これに3の特別な状況による点数を加えることができる。
- 要介護認定を受けていない者（要支援と認定された者を含む。）又は6ヶ月以内に入所することを希望しない者については、1から3までの合計点数に関わらず0点とする。